

坂井市議会
議長 田中 哲治 殿



平成30年8月22日

会派名 日本共産党議員団
代表者名 松本 [REDACTED]

視察研修報告

日程 平成30年8月1日(水)～2日(木)

1. 日 時	8月1日(水) 10:00～17:20	8月2日(木) 13:00～16:00
2. 研修名	地方議員セミナー18夏 待機児童・保育士不足問題と地方行政	自治体向けタブレット端末ICTセミナー東京
3. 会場	全理連ビル9階会議室 東京都代々木1-36-4 (全国理容生活衛生同業組合連合会ビル)	第2滝ビル情報オアシス神田3F会議室 東京都千代田区神田多町2-4
4. 研修内容	<講義1> 保育をめぐる状況の変化と制度・政策の動向 <講義2> 保育の質と待機児童対策・保育施設整備のあり方 <講義3-1> 保育士不足の現状、保育労働の実態 なにが問題か? <講義3-2> 保育士の処遇改善を実現するために なにをすべきか 質問と交流 全講師で対応	導入100議会を超え見えてきた!タブレットで変わる二元代表の連携 ・簡単なタブレットの操作説明 ・特別講演「議会ICT化と「開かれた議会」への展望」 ・議会におけるICTソリューションのご案内 ・東京インターブレイ 「Sidebooksと全国事例のご紹介」
5. 参加者	松本 朗・畠野麻美子	

6. 内容詳細

～地方議員セミナー 18夏 待機児童・保育士不足問題と地方行政について～

講義1 保育をめぐる状況の変化と制度・政策動向

逆井直紀（保育研究所）

子ども子育て支援新制度とは何か、成立過程で大改修が行われ、認定こども園への移行は強制せずとなった。今年は、5年後見直しをする準備の年。

「子育て安心プラン」の実施に伴う見直しで基本指針の改正についての説明があった。

子育て安心プラン 6つの支援パッケージ

- ・保育の受け皿の拡大
- ・保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」
- ・保護者への「寄り添う支援」の普及促進
- ・保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」
- ・持続可能な保育制度の確立
- ・保育と連携した「働き方改革」

*配置基準 配置基準は最も大切

- ・何か一つだけ、保育の質の向上のために選ぶとしたら、保木淳を選ぶのが理想的。

*幼児教育の無償化における課題、給食食材費の負担がかかる、

講義2 保育の質と待機児童対策・保育施設整備のあり方

* 新制度と待機児童問題の課題

- ・新制度化での保育を必要とする保育の実施責任・利用調整
- ・厚労省の待機児童定義の変換
- ・子どもの人口減少と待機児童問題
 - ①増加し続けている妻の就労世帯と保育所利用率の増加
 - ②待機児童の正確な把握と対応—入所できない子どもは全国平均4%
- 親のニーズは乳児から就学前まで、安心した保育を、安心して小学校入学へ

講義3-1 保育士不足の現状、保育労働の実態 何が問題か？

*安倍政権の保育政策の特徴と待遇改善政策

*保育士待遇の実態—賃金、労働時間・業務負担の観点から

*保育士待遇の問題はどこにあるのか？

- ・安倍政権の待遇改善政策への評価
- ・各自治体の独自施策の意義と限界

講義3-2 保育士の待遇改善を実現するために 何をすべきか

(所感、感想等)

松本 朗 議員

- ① 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定は、児童福祉法の一部改正があっても、引き続き重要である。この立場に立つことが、国、地方ともに欠かせない。
- ② 「保育の必要性」を踏まえることが重要。地方行政の市政の問題。
- ③ 政府が待機児童数のカウントを少なく出るように変えてきていることは、あまりに作戦的。
- ④ 妻の就労率が高まり、「保育の必要性」は高まっている一方で、保育所整備・保育士の待遇がなされていない。
- ⑤ 保育所整備計画を坂井市でも策定すべき。

畠野 麻美子 議員

- ① 保育料が無償化に伴い、給食費の実費徴収になる可能性がある。低所得者の保育料が 0 の保護者にとっては負担が増えることになる。現在協議中なので、この矛盾をなくすよう求めていくことが求められる。
- ② 途中入園ができない、預かり保育が無料になることで、事実上の待機児童が増えることは間違いない。
保育士不足がさらに深刻になり、処遇改善が求められる。また、正規職員の比率を上げることが大事。
現在の保育士不足も未解決のまま、今後は保育の質にも大きく影響してくる。国も自治体もしっかりと対応すべきである。

～導入 100 議会を超えてきた！タブレットで変わる二元代表の連携について～

13：10～13：55 先進自治体特別講演

埼玉県久喜市議会 園部 茂雄 副議長

久喜市議会での取り組みにおいて、課題や取り組みにおいて、年配の議員には、タブレットの使い方などの研修をしてもらうのには抵抗があった。また、議会中にタブレットで直接議会に関係のないことをネットで調べているのが市民に分かってしまったことなど、また、ペーパーレスにはすぐにならないことも含め、様々な課題をクリアしながら、現在では、タブレットを使い、会議における説明なども含め、有効に使いきれるようになってきた。

14：15～14：45 パートナー企業特別講演

ソフトバンク株式会社 コーポレート営業本部 町田 俊吾 様

タブレット導入におけるソフトバンクの優位性について、実際にタブレットを使っての操作方法などを学ぶ。

便利性についてはわかったが、使いこなすまでに時間がかかりそうだと思った。
(畠野)

15:00~16:00 セミナー主催者講演
東京インタープレイ株式会社 営業部課長 金 映寿

毎月 1台当たり 8000円の費用がかかる。

松本議員が、全国的に I C T 化が進んできたら、費用は安くなるのか? の間にそれはならないが、他のサービスを付けるとのこと。

(所感、感想等)

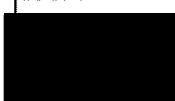
畠野麻美子 議員

I C T 化はこれから時代の流れで普及していくようと思われるが、その分會議時間が要領よくなり、短縮された時間を他の議会活動ができるという話であったが、ペーパーよりも視力が疲れるような気がしたのは年代のせいかな。

松本 朗 議員

I C T 化は今後、どう生かしていくかが問われ、取り入れられるようになっていく可能性がある。しかし、費用については、企業側もなかなかシビアで、やはり利益重視である。

会派内供覧



平成30年8月30日

坂井市議会

議長 田中 哲治 殿



会派名 日本共産党議員団
代表者名 松本 朗

視察研修報告

1. 日 時 平成30年8月9日(木) 11:00~17:00

2. 視察研修先 農林水産省、厚生労働省、国土交通省、内閣府、原子力規制委員会、文部科学省、経済産業省、厚生労働省

3. 視察研修内容 要望活動
今月の原子力防災訓練、もんじゅ廃止作業、新幹線の事業費増大と特急存続、池田中指導死事件、鳥獣害対策、豪雪対策と自衛隊による屋根雪下ろし支援などについて各省庁とやりとり

4. 参加者 松本 朗、畠野麻美子

5. 内容詳細

<要望内容>

経済産業大臣 世耕弘成 殿

環境大臣・内閣府特命担当大臣 中川雅治 殿

原子力規制委員会 委員長 更田豊志 殿

文部科学大臣 林芳正 殿

1. 「もんじゅ」について (文部科学省)

もんじゅ廃止についての総括と反省が国から語られず、地元説明も適確になされていないことは重大である。そして実証炉開発、核燃料サイクルはすすめるでは、まったくブラックボックスであり国民理解は得られない。地域振興とバーターすればすむ話ではない。

経済産業省、文部科学省など関係機関が責任をもって福井県内での、①「もんじゅ」が廃止されることになった経緯、②「もんじゅ」の廃炉計画に関する、県民説明会の開催を求める。また、廃炉作業についての電力事業者ごとの協力支援体制(技術者、作業員数)、メーカーごとの協力支援体制(技術者、作業員数)を文書で示されたい。

2. 再稼働の同意権 (経済産業省)

原発事故の被害は、立地地元や福井県内に止まらず、広範囲に及ぶ。原発立地自治体だけでなく、少なくとも 30 km 圏内の自治体や被害の及ぶ隣県に再稼働の同意権を与えて、広範囲の同意を必要とするような制度を求める。

3. 原発再稼働について

(環境省・内閣府、ただし、④について原子力規制委員会、③、⑤について経済産業省)

- ① 原子力防災計画は、福島原発事故の実態に照らせば、福井県全域を対象とし、30 キロ、50 キロ圏の住民の避難計画策定と訓練をおこなうようにすること。
- ② 高浜原発、大飯原発との同時事故を想定した防災訓練が 8 月におこなわれるが、その内容について説明されたい。8 月に予定されている高浜・大飯原発同時発災訓練ではそのひとつひとつについて前回の反省をふまえてどこでどういう想定、訓練内容で取り組むのかを明らかにすること。訓練計画策定の過程で、県民の意見や要望を聞く機会を設けること。また、目前にせまった訓練について想定・訓練概要を説明されたい。
- ③ 再稼働にあたり、誰でも参加できる住民説明会は一度も開かれていません。関西電力も県民からの説明会参加要請や日本共産党国會議員視察団の受け入れを事実上拒否している。
このような情報開示と説明責任に欠けた姿勢では国民理解、県民理解が進まないのは当然ではないか。国として説明不足の責任をどう考えているのか。再稼働にあたり、誰でも参加できる説明会を国として開催すること。
- ④ 大飯原発の基準地震動について、当時の規制委員会の審査責任者が、熊本地震の知見をふまえて過小評価であり、再評価すれば適合性審査で関電が示した 856 ガルを大幅に超え、最大では 1550 ガルになると、規制委員会の再計算を批判している。さらに、政府の地震調査委員会内でも専門家から規制委員会の審査に厳しい批判がだされていたことが公表された。大飯原発の規制審査をやり直すこと。
- ⑤ 再稼働すればさらなる使用済み核燃料が増大します。関西電力はむつ市の東電施設の活用を搬出先に考えているとマスコミで報道されました。むつ市長は拒否している。このことについて経済産業省が把握している内容を説明されたい。

4. 原子力防災計画・訓練 (環境省・内閣府)

放射能が検出される前に避難する、PAZ 圏住民には安定ヨウ素剤が事前配布されているのに反して、放射能が検出されてから放射性物質が漂う中を避難する、UPZ 圏住民には安定ヨウ素剤が事前配布されていない。UPZ 圏の避難者が、避難の途中で安定ヨウ素剤の配布を受けることは極めて困難である。UPZ 圏住民にこそ安定ヨウ素剤の事前配布が必要である。そのように、「防災基本計画（原子力災害対策編）」を改めること。

5. SPEEDIの活用 (環境省・内閣府)

SPEEDIの活用をわたしたちは求めてきたが、県民と県議会への説明もないままにシステムが福井県庁などからも撤去されてしまった。

実測値とともに予測値の災害時の活用は自然災害については当然行われていることです。原子力災害においても予測値を地元自治体が活用する手段を奪わず、今後、政府として予測システムの構築と地元自治体での活用方向について明らかにすること。

6. 原発の40年超運転は原則認めないとすべきではないか。 (環境省・内閣府)

また、60年延長運転には、従来協力してきた高浜原発地元の音海地区も反対を表明している。地元の意見を尊重すべきである。原発の運転期間の延長には、法律の最大20年の延長が可能という文言を削除し、原発の運転期間は40年間と厳しく法改正すること。

→ 今月末に予定されている高浜・大飯原発同時事故想定の訓練の詳細説明を求めたのに対し、内閣府は「前回の訓練踏まえ改善できる訓練となるように地元と相談中。となりの府県との整合性とれる訓練をきちんとやっていきたい」などと答えました。

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

内閣府特命担当大臣 松山政司 殿

1. 国民健康保険について

① 市町が負担増抑制のためにおこなっている一般会計からの繰り入れについては県単位国保のもとでも期限をもうけずに継続を認めること。

② 後期高齢者医療費負担金を子供に賦課しないこと。また、18歳以下の均等割額は子どもの数が増えるほど増税となり、子育て支援に逆行していることを改め、18歳未満はゼロ円にするなど子育て支援制度に改善すること。

2. 無料低額診療に関する件について

生活保護受給にいたらない方などが無料低額診療を活用する際に薬局が対象となっていないのは制度の現状にあわない。診療しても薬を受け取らないケースもでており、治療効果と生活改善にマイナスであり、薬局も制度対象とすること。

3. 障害者年金の支給について

障害者年金の支給は、障害が起きる過程も考慮し、手厚くすること。

→ 障害者年金について、病気などで故意でない未納期間がうまれた時に障害を発生した場合にも障害者年金給付の対象とできるような実態に即した柔軟な対応を求めました。

4. 保育所について (①前段について内閣府)

- ① 保育所待遇改善で私立保育所など保育士の経年数で賃金が加算されたが、その条件で研修が義務付けられると、保育士不足の中、研修に行くとその分、保育に支障をきたす。研修の在り方をかえ、現場が困らないよう柔軟にすること。
- ② 子どもたちの安全、安心な保育のためにも、更に、保育士の働きやすい環境のためにも保育士の配置基準を拡充すること。保育所での3歳以上児の給食について、主食も提供するよう法改正をすること。

5. 障害者自立支援法について

障害者自立支援法の65歳優先原則は早急に撤廃すること。また、今年度から介護保険サービス受給により負担が増える方への軽減制度は要件が厳しい。大幅な要件緩和を行うこと。

6. 水道について

2月の豪雪の際、勝山市では、家庭の凍結破断漏水や地下水位の低下などにより、公共上水道が長期間、給水制限せざるを得ない事態となった。凍結破断漏水を最小限にして過大な浄水施設建設を避けるために、大量流量を感知して自動止栓する水道メーカーの技術支援と設置への補助制度を創設すること。

国土交通大臣 石井啓一 殿

防衛大臣 小野寺五典 殿

1. 北陸新幹線・3セク関連について

- ① 平成34年度末の新幹線敦賀開業と長大な北陸本線の第三セクター化が、いよいよ目前にせまってきた。北陸本線開業以来、敦賀で分断されたことはない。しかし、今までは全乗客が敦賀乗り換えを強制される未曾有の「料金は高くなり不便」「鉄道の歴史を汚すおかしな公共事業」となってしまう。
国として、実現可能性のうすいFGT開発を中止し、敦賀止まりとなる新幹線については、現在の「サンダーバード」「しらさぎ」を存続させ、利用者の利便性を図るよう早急にJR西日本と協議すること。
- ② 敦賀以西ルートについて、小浜市付近を通るルートでは事業費は大阪までで1兆数千億円といわれ、福井県など地元自治体の負担も巨額であり、このような不要不急の計画はおこなわないこと。
- ③ 幹線建設工事などで生コン不足、建設資材が値上がりしている。当初事業費よりも程度増嵩する見通しを持っているのか。
また、これらの工事に地元業者はほとんど参入できず、地元建設業者の経営が悪化している。建設資材の価格と地元業者の工事参入について指導すること。
- ④ 第三セクターなどについて
先行する富山、石川は、各県ごとの第三セクターで、またがる区間の運賃の大幅値上

げなどデメリットが指摘されている。当面は自治体などの拠出基金などにより大幅な値上げ抑制はしているがそれも限界が来る。「JRを第二の国鉄にしない」政府与党合意のスキームが地方自治体財政を厳しくするのは本末転倒である。

とりわけ福井県は日本有数の北陸トンネルの保守、交流直流通用車両の維持という特別な負担も担わなくてはならない。このような特別な負担を平準化するために広域3セク鉄道へ誘導するか、福井県だけ特に負担要因が増嵩しないための補助制度を創設すること。

根本的には、地方財政を傷めることになる政府与党合意のスキームを見直すこと。

→ 新幹線敦賀開業とともに特急存続や第三セクター支援への要望に対し、国土交通省の担当者は、「特急存続についてはJR西日本と3セク会社が協議する際に助言するなど対応していく」「3セクは地域の力で維持することが基本」など、地方の実態をみない冷たい回答でした。党側は「FGT開発が遅れ、現在のサンダーバードなどの利便性が失われることは、JR西と福井県の3セクだけの問題ではない。国が責任をもって現在の利便性確保に責任を果たすべき」と強く求めました。

2. 高齢者の交通事故対策について

高齢者の交通事故を防ぐため、県内では高齢者が運転免許を返還した際に無料のバス利用券を支給するなど支援している。こうした取り組みを支援するために、市内バスの運行費及び乗り換え情報提供等の取り組みにも国が財政支援すること。

3. 豪雪対策

① 交通問題

ア 国道8号線の混乱・渋滞の原因の根本は、福井県を縦断するもっとも重要な幹線道路である「北陸自動車道」の「通行止め」である。これまでも、まず「北陸自動車道」の通行止めが先行し、国道8号線が混乱・大渋滞となることが、何度も繰り返されてきた。そのため、NEXCO中日本の除雪体制の強化を、県・国交省も求め、一部、今庄～滋賀県の区間で運用の改善等がされたようだが、根本的な改善である除雪機械等の増強・頻度の増等は不十分である。

そこで、北陸道は低速走行であっても止めないように最大限の努力をすべきである。先頭に除雪車を3台並走させる梯団除雪をおこない、スピードをコントロールし、事故を発生させない体制で冬季の交通の確保をおこなうこと。

イ また国道8号線については、国土交通省はストップ＆ゴー作戦、通称SG作戦を計画している。しかし、今回の問題は、この区間が国や県の除雪計画の警戒ポイントからはずされており、この場所を想定しての訓練もおこなわれていなかった。また、交通障害が発生しても起こるままにまかせて他路線への誘導で立ち往生車両発生の抑制策がきちんととられなかつた。全国ニュースでも失態が繰り返し報道された。

今回、国は退避地をつくり牽引車両を配備するとしているが、具体的な計画(用地、機

材、オペレーターなど)を示されたい。

② 鉄道について

56 豪雪の時は国鉄だったが、特急急行とも全部運休したのは 3 日間、普通列車が全部運休した日はなかった。特急急行が完全ストップした 3 日間も普通列車は本数の半分程度の 60 本ぐらいは運行し、県民の足を守り抜いた。広域連携で東北から除雪車両も持ち込まれた。

今回の豪雪で新幹線はトンネル効果や高架での排雪、融雪対策がゆきとどいているから、その効果が実証されたと、報道されている。そのとおりであるが、現在の北陸本線でもかつては住民の足を守り抜けたことを忘れてはならない。

今回は、特急はのべ 5 日間、普通列車は 2 日間にわたっての運休だった。分割民営化されてこういう点では脆弱になったといえる。

新幹線敦賀開業後は、石川県境から敦賀までの長大な北陸本線の保守改修や運行について福井県などが主体となる第 3 セクターが責任をおわなくてはならなくなる。

ア JR 路線である間に、今回の豪雪をふまえて不備が明らかとなった課題の解決を JR 西日本に求めること。除雪機材や除雪車両の充実などハード面、さらには積雪で簡単に運行を取りやめるような社内の気風やマニュアルなどの改善を JR 西日本にたいして指導すること。

イ また、新幹線敦賀開業後に豪雪や豪雨、大地震などの災害により石川県境と敦賀間の第 3 セクター鉄道の運行が不可能な事態となった場合、第三セクター鉄道の定期券などで通勤通学している県民のために新幹線料金をはらわずとも新幹線利用が可能となる県民の交通確保のための災害援助協定のような仕組みを JR 西日本との間にもうけることについて県民の要望があるが、国の見解はどうか。

4. 融雪・克雪・耐雪など雪に強い住宅の普及について

家屋の雪害被害は、融雪・克雪・耐雪など雪に強い住宅の普及により未然に防止することができる。

国や地方自治体は、住宅の耐震化のための補助制度を実施しているが、これと同様に、融雪・克雪・耐雪など雪に強い住宅の普及について補助制度を拡充すること。

屋根雪融雪への補助制度を、国が廃止したが、これを直ちに復活すること。

地域の特性を生かした、屋根散水融雪、軒下落雪水融雪なども補助対象に加えること。

5. 自衛隊による雪下ろし支援について (国土交通省、防衛省)

過疎化と高齢化のために雪害被害者の助け合いには限界があり、建設事業者の減少により自治体による作業員確保も困難になっている。しかも交通マヒ等によりボランティア支援は期待できず、危険な雪下ろし作業をボランティアで対応することもできない。

雪害は水害や地震とは異なり、積雪による家屋倒壊は雪下ろしにより未然防止できる

ので、防災は未然防止が基本との立場から、自衛隊に、住宅等の雪下ろし支援の出動要請ができるようすること。

→ 豪雪で災害救助法の対象となった地域の自衛隊による屋根雪下ろし支援を要望しました。防衛省の統幕首席参事官付の担当者は「被災地のニーズを被災地とすりあわせて取り組む。高齢者・一人暮らし世帯への屋根雪下ろし支援は前例もある」と答えました。

文部科学大臣 林芳正 殿

総務大臣 野田聖子 殿

1. 教育費

憲法 26 条は、「義務教育は無償」と定めているが、国も地方自治体も 26 条の解釈を歪めて責任を放棄し、教育費負担が国民の生活を圧迫している状況を放置している。26 条を尊重し、教材費やスクールバスなどの通学費、学校給食等を公的負担すること。

とくに全国に拡大しつつある給食無償化に関して国がバックアップする制度創設を行うこと。

2. いわゆる「指導死」事件について

福井県池田中学校の「指導死」事件について、つよい叱責が要因である「校内虐待死だ」との指摘もある。しかし県教委は関係者の処分をいっさいおこなわず、前校長の退職金も規定通り支給したと聞く。教員の交通事故等ではその原因が長時間労働の過労であっても厳しく処分されているが、指導死事件にいたることを防止でなかった安全配慮義務違反、学校運営の責任を放棄した校長になんらの処分がないのは県民からの不信となっている。かかる人物を校長に任命した県教委の責任も重大である。

学校側に明確な原因が指摘されながらなんらの処分措置もおこなわれないことについて文部科学省の見解はいかなるものか。いわゆる指導死事案についてこれまでの各県教委の関係者処分などの対応状況を示されたい。

また、文科省としては池田中学での事件後に通達などを出して対策を指示しているが、全国的な改善状況がわかる資料を提供されたい。

→ 池田中学での指導死事件については、「平成 28 年度で教員の懲戒処分は 31 人、監督責任での懲戒処分は 123 人あった。池田中にに関する懲戒処分については任命権者である県教育委員会が決める。適切な処分されるのが普通だと思うが、県教委の判断をみたい」と答えました。

3. 公共施設等総合管理計画 (文部科学省、総務省)

公共施設等総合管理計画には、義務教育の学校施設まで計画の対象となっている。そ

のため自治体では、自治体の財政負担から学校の統廃合の議論をする事態になっている。そもそも義務教育は国の責任で行うべきであり、自治体財政によって学校の設置基準が左右されるがあってはならない。

公共施設等総合管理計画から、義務教育の学校施設を除外し、学校施設の財源は国が責任を持つことを徹底すること。

4. 教職員定数

勝山市は「中学校では、現行の学級編成基準から考えて、1学年4学級の12学級あれば全教科専門の教員がそろう。1学年3学級では教員免許はあるが専門でない教員が教える教科が1教科でき、1学年2学級では2教科できる」としている。
全国の半数の公立中学校は11学級以下の学校規模であり、こんな教員不足を放置せず、国と都道府県の責任で必要な教員を配置すること。

農林水産大臣 齋藤 健 殿
国土交通大臣 石井啓一 殿

1. 中間管理機構

農地所有者と中間管理機構の矛盾が各地ででてきている。「農地を中間管理機構経由で貸したが、地代はゼロ円、パイプラインなど維持管理費は所有者負担」であるため、農業関連収入もないのに、維持管理などに必要な負担や固定資産税は農地所有者負担になるという、「新たな農業」が県民に大きな負担を生みだす事例が各地にある。

農地所有者にはなんらの収入も生みださない状況をつくりながら、経費負担だけは押し付けていく仕組みに永続性は見込めない。国として制度の不備を改善し、持続可能性がある仕組みと財政措置を行うこと。

2. 鳥獣被害

イノシシ、シカなどの被害はますます増えるばかりである。ワイヤーメッシュ、電気柵、ネット設置等への助成を拡大・継続すること。

また、獣害対策の、電気柵、ネット柵、メッシュ柵、固定柵などは集落単位で実施しているものの、山里及び河川周囲の対策だけでは侵入防止が完全ではなく、農家は自己負担で二次対策をしている。こうした個別農家の対策も獣害対策の対象として補助制度を拡充すること。また、助成の判断において「費用対効果」を基準としないこと。

→ イノシシなどの獣害に対する固定柵、電気柵などの支援を拡充すること、また廃止された種子法復活を求めました。

3. 観光漁業（農林水産省、国土交通省）

坂井市浜地地係で国の補助をうけながら離岸堤や突堤、管理道路建設などがおこなわれてきている。しかし、これらの工事により砂がなくなり、長年つづけられてきた観

光などの地引き網漁ができなくなっている。管理道路が閉鎖されて漁師や観光客などが利用できない問題もある。せっかくの観光漁業の資源をつぶすような事態を改善すること。

4. 「農業用ため池」

西日本豪雨では「農業用ため池」決壊などによる被害も多発した。今回の豪雨災害でのため池決壊についての現段階での教訓と今後の対策、改修補強・廃止などへの補助制度について説明されたい。

6. 所感、感想等

畠野麻美子 議員

障がい者年金が制度上のことでもらえないことがあるが、それでは全く救えない状況がある。悪意でなく払えない状態になった時の状況などを把握してほしい。

そんな人はどうやって救えるのかと質問したが、政府側の答えはなかった。

生活困窮者自立支援制度ができたとき、野洲市の職員の紹介があった。

その職員から、野洲市の市長は「一人の人をも救えない制度は制度ではない」といった言葉を思い出した。そんな立場で政府も取り組んでほしいものだ。

松本 朗 議員

農水省の担当者とイノシシの被害についてやり取りをしながら、まったく現場がわかっていない。もっと現場に足を運んでもらいたい。

種子法廃止は農業のミライと食の安全にとって重大な問題である。国会でほとんど議論もされずに廃止されてしまった。

野党が共同して復活法案を提出している。ぜひ、復活してもらいたい。

会派内供覽